

市立野洲病院医療情報システム一式更新業務に係る
公募型プロポーザル審査評価基準

1 審査の方法

審査は、提出書類及びプレゼンテーションに対する評価を行い、最優秀事業者を決定する。

(1) 審査方法

ア 審査は「野洲市市立野洲病院医療情報システム一式更新業務プロポーザル審査委員会」委員が「別紙 評価基準一覧表」に従い実施する。ただし、参加申込者が多数の場合は、書面による書類選考を1次審査として「評価基準一覧表」の「価格点（60点満点）及び技術点（90点）」の計150点満点により実施し、2次審査のプレゼンテーション審査を受けることが出来る事業者を上位3者程度に選定する。

イ 審査は、提案業者の提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づいて実施する。

(2) 結果通知

審査結果については、文書で通知するとともに、最優秀事業者は市立野洲病院のホームページで公表する。

2 評価方法及び評価基準

(1) 評価方法

ア 提出書類及びプレゼンテーションの結果により、技術点と提案内容の区分によって評価する。

イ 参考見積書により価格を評価する。

(2) 提案プレゼンテーションの実施

ア 日時 令和4年2月18日（金）

イ 場所 市立野洲病院 2階 講義室

ウ プレゼンテーション時間 プレゼンテーション30分、質疑応答15分

エ 提案事業者の出席者は、3名以内（機器操作者は除く）とし、うち1名は受託した場合におけるプロジェクトマネージャーとする。

(3) 評価の配点

ア 評価点の合計点数は、400点とし、各項目の配点は下記のとおりとする。

	評価項目	評価点（満点）
1	技術点及び提案内容	340点
2	価格点	60点

イ 技術及び提案内容の配点については、「別紙 評価基準一覧表」のとおりとする。

(4) 評価基準と算出方法

提出書類及びプレゼンテーションを5段階で評価を行い、その結果を集約する。評価区分は、以下のとおりとする。

評価区分	評価点	
	5点満点	配点が10点の場合は、2倍の評価点とし、 配点が30点、50点、60点の場合は、 同割合で評価を6倍、10倍、12倍の評価点とする。
大変良い	5点	
良い	4点	
普通	3点	
やや悪い	2点	
悪い	1点	

ア 価格点は、以下の計算式により算出した率に基づき、5段階評価の各評価区分に当てはめる。なお、算出した率が低い（価格が低い）方を高評価とする。

参考見積額 / 予算額

3 最優秀事業者の決定方法

- (1) 合計点数が最も高い提案事業者を最優秀事業者、次に合計点数が高い提案事業者を次点事業者とし、最優秀事業者と契約締結に向けた個別交渉を行う。（最高評点を獲得した提案事業者が複数あった場合は、評価基準に基づく提案内容の評価点がより高かった提案事業者とする。）ただし、技術点において、全提案事業者の平均点を満たしておらず、業務に支障をきたすと判断した場合は、最優秀事業者としない場合がある。
- (2) 最優秀事業者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点事業者との協議を行うものとする。

4 契約方法

契約手続は、野洲市契約規則の定めるところによるものとする。契約書は、市立野洲病院と優先交渉権者が協議のうえ定めるものとする。